

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

今年には第二次世界大戦終結から70年の節目の年である。戦争当時の過酷な経験をされた方々が高齢化する中で、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要が高まっている。我が国の憲法第9条第1項は戦争の放棄を、第2項は戦力の不保持と交戦権の否認を定めることで、我が国は恒久平和主義を基本原理としている。

そのため憲法第9条の下では、武力の行使は原則として禁じられ、集団的自衛権の行使や、海外での武力行使は認められないものである。このことは、長年の国の憲法解釈において認めてきたところである。

ところが、昨年7月1日国はこれまでの国の憲法解釈を覆し、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合には集団的自衛権の行使等を容認するという内容の閣議決定を行った。国はこの閣議決定に基づいて、関係する安全保障関連法案を国会に提出し、現在国会ではこれらの法案が審議されている。

本年6月4日の衆議院憲法審査会に参考人として出席した3名の憲法学者は、安全保障関連法案についていずれも「憲法違反」との見解を示し、この法案が国会を通れば立憲主義の危機であると指摘している。また、関係機関の世論調査においても、多くの国民がこの法案の説明不足を指摘すると共に先行きに不安を感じ、今国会での成立に否定的な回答が多いとの結果である。

美濃加茂市では、平成元年3月25日に「平和都市宣言」を制定し市民とともに世界平和を訴え続けているところである。

よって、国においては、この安全保障関連法案を今一度慎重に審議し、国民的合意が得られるよう説明責任を十分に果たすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
防衛大臣 法務大臣 外務大臣